

◇深澤 均 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、14番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（14番 深澤 均君 登壇）

○14番（深澤 均君） おはようございます。通告に従って質問してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、はじめに減反政策の廃止についてであります。

ことしは長年続いた減反政策の廃止の初年度ということで、どうなることかと大変心配された年でもありました。国による「売れる分だけの米をつくる」を基本に、JAや集荷業者のそれぞれの方針に従って18年度の作付が始まり、無事出来秋を終えることができました。

しかし、先ごろの新聞報道では秋田県の作付面積が前年対比5,500ヘクタール増、主食用米では7.9%増で全国最高の増加率と報じられています。また、農水省は19年度の生産目安を今年度当初より最大17万トン減少する見通しを発表しました。これは年間の需要減とされる8万トンの2倍の量であり、米を取り巻く環境は、さらに厳しさを増す状況にあります。

そこで、減反政策廃止初年度を振り返って伺います。

1として、町内方針作成者（2JA・1業者）それぞれの18年産水稻作付の方針についてどうだったのか伺います。

2として、結果として町としての作付状況、対生産目安について伺います。また、行政から見た今後の課題があるとすれば伺いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

米の生産については、平成30年産米から行政による生産数量目標の配分がなくなり、国が示す米穀の需給見通し等の状況を踏まえ、県産米の需要動向や在庫見通しを踏まえた需給調整の参考指標となる生産の目安を提示し、集荷団体・業者の方針作成者や生産者が販売状況や経営戦略に基づき、売り先を確保し、米の生産数量を決定する仕組みになっていることは議員ご承知のところです。

そこで、ご質問の1点目、平成30年産米の方針作成者の作付方針についてですが、各方針作成者に確認したところ、JA秋田おぼこについては、加工用米や備蓄米など従来の非主食用米への取り組みも視野に入れて生産者への作付意向調査を行い、販売力と実需者の要望数量を加味した

作付数量の提示を行い、計画的販売を推進していくこととしております。

J A秋田ふるさとについては、米卸や実需者からの供給増の要望への対応として生産の目安に頼らず、作付できる圃場への全部作付を推進するほか、事前販売促進を行い、安定的・継続的な販売体制を構築し、競争に勝てる産地を目指すとしております。

また、町内の集荷業者については、全国主食集荷協同組合連合会及び卸売会社などからの情報をもとに卸別需要量を把握し、契約生産者に対し、事前に主食用米や非主食用米の制度ごとに作付数量の通知を行い、計画的販売を推進するとしております。

このように、各方針作成者によって取り組み方針が違う状況ですが、このたびの米政策改革の趣旨に沿ってご判断されたことなのだろうと認識してるところです。

次に、町全体の作付状況についてですが、主食用水稲作付面積は3,585ヘクタールで、前年比4.9%（168ヘクタール）増となっており、生産の目安に対して7.4%（249ヘクタール）増となっております。

作付が増えた要因は農業協同組合や集荷業者が卸売会社との事前契約を進め、多くの需要を取り込み作付した結果ではないかと考えております。

次に、行政から見た今後の課題ですが、秋田県農業再生協議会では事前契約が拡大したとはいえ、契約の締結時期がおくれて収穫前にずれ込んだり、価格に関する取り決めがなく、数量のみにとどまっている契約が多いなど、需要を見きわめた上で生産するという米政策改革が目指す姿の実現に向けては、さまざまな課題も見えてきていると総括しております。

こうした課題を踏まえ、それぞれの集荷団体・業者が早期の確実な事前計画を推進し、確かな需要を見きわめて生産に反映させていくことが重要と述べており、私もそのように思うところです。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○14番（深澤 均君） 今後の課題という点でちょっとお伺いしたいんですけども、今のJ Aなり集荷業者なりの作付方針をお聞き、聞いた限りでは対生産目安に対しての取り組みがまだ不十分、需要に応じてつくっていくというような感じで、今までは生産目標が一定だったんですけども、そこら辺がばらばらになってるというような認識、売れる分だけつくるということはそういうことなんだろうと思いますけれども、そういうことを今年度に限ってかもしれませんけれども、各方針作成者の情報が流れてこないというか、私はおぼこの出荷契約してるんですけども、私的な契約してるんですけども、ほかのほうの、町内のほ

かのふるさとだったり、集荷業者だったりの方針がわかりづらいといえばいいか、そういう部分があると思いますので、情報共有とまではいかないんですけども、情報の交換といえればいいか、そういうものをもっと町内に開示していくことも必要なのかなと思いますけれども、町長は、その点どういうふうにお感じになっているでしょうか、お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

答弁で申しましたとおり、今般の米の制度改革については、集荷団体あるいは業者の方針作成者や生産者が自分たちで売れる分をつくるということを決めていくということでありますので、ただいまのご質問にある方針の情報共有が十分でないとか、あるいは方針がばらばらであるというのは一義的には方針作成者の認識によるものだろうと思ってます。それを行政が強制的に情報共有して開示するという筋合いのものではない、今回の制度はそういう制度ではないというふうに理解しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○14番（深澤 均君） 2点目の質問でありますけれども、水道行政についてであります。

湧水の里・美郷町では多くの世帯で地下水を生活水として利用しています。しかし、近年、六郷町内の住民より地下水の低下を心配する声や水道普及を待ち望む声を直接あるいは間接的に聞くことがあります。いずれの内容も、数年前から冬場になると水の出が悪く生活に支障が出ている。井戸をより深くしたいが、経済的に無理だ、水道の普及をしてほしいなどであります。

そもそも井戸は深さも含め世帯ごとさまざまに水位の影響もそれぞれであると考えます。さらに、住宅密集地であることや地下水の消雪への利用増などもあって、その影響は拡大しているように感じますが、町は現状をどのように認識しているか伺います。

また、水道事業は人口減少による料金収入の減少、一方では配水設備などの整備、更新など経費の大幅増加で厳しい事業環境にあるといえます。今国会でも改正水道法の審議の中で広域化や民間委託が議論されてきたところであります。このような現状の中、今後の水道事業をどのように考えているか。具体的には前述のような少数かもしれませんが、生活に不可欠な水道の普及について伺います。

あわせて、現在敷設整備が行われている防火水道管からの水道利用は可能か見解を伺いたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、地下水の現状認識についてですが、中央行政センター前に設置している地下水位計では、地下水の平均水位が平成9年で44.65メートル、平成14年で44.89メートル、平成21年から平成22年にかけては44.02メートル、平成29年から平成30年にかけては44.74メートルとほぼ横ばいで推移しており、著しく水位が低下している傾向は見られません。

一方、水道新規加入者の中には井戸の水が出なくなったとの理由で水道加入する方がおり、地域あるいは季節によっては地下水の水位が安定していない場所があるものと認識しております。

次に、水道事業の今後についてですが、水道会計が特別会計から企業会計に移行したことに伴い、収益的収支と資本的収支の二本立ての予算となり、従前まして収入支出のバランスが会計に求められております。そのため、今後も水道事業を維持継続していくためには人口減少に伴う加入者減少と収入減少を見据えつつ、未加入者の加入による収入増加、水道利用料金の値上げによる収入増加、安全安心に係る部分は担保しながらの支出減少を検討していくことが求められるものと考えております。

次に水道未普及地域における生活水への対応についてですが、先に述べましたとおり水道会計は収入と支出のバランスを思慮しなければいけませんので、水道未普及地域の解消に向けた事業着手には加入意向が大変に重要となります。六郷地区において以前実施したアンケートでは水道設置の賛同率が32.3%、3年以内の水道加入希望が9.7%という非常に低い結果となっており、その段階では事業化は困難という結論に至っております。

しかし、それから一定の年数が経過し、状況が変わっている可能性もありますので、来年度改めて水道整備に係る意向調査を実施してまいりたいと考えております。したがって、今後の対応については、その結果を踏まえて検討してまいりたいと存じます。

なお、町内でも地下水位が低下するとされる冬期において、町内4カ所に地下水涵養池を設置し続け、生活水の確保に努めていることは議員もご承知のところ です。

最後になりますが、防火水道管からの水道利用についてですが、補助事業を活用して導入したものであり、水道への利用は目的外使用に当たるため、できません。ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○14番（深澤 均君） 水道行政については、この後の泉議員のほうでもいろいろ質問があるようでありますので、私は次の質問に移らせていただきます。

3点目として、空き家対策特別措置法と町の取り組みについてお尋ねをいたします。

全国で問題となっている空き家対策として平成27年に空き家対策特別措置法が施行されました。その概要等は、適切に管理されていない空き家や倒壊のおそれがある特定空き家に対して防災・衛生・環境など地域住民の生活環境に深刻な影響を与えることがないように市町村長は指導・勧告、さらに必要な措置を命じ、代執行もできるとしております。

そこで、次のことについて伺います。

まず、1として、町内に特定空き家と判断される空き家はあるのか。

2として、一例として本堂城回地区にある危険な空き家は長期間放置されたままだが、町のこれまでと今後の取り組みについてお伺いをいたします。なぜこの空き家かといいますと、ほかにもたくさん空き家はあると思いますが、この危険な空き家は私が議員になって初めて一般質問に取り上げた危険な空き家の発端となった建物であります。あれから10年以上たった今も非常に残念な状況にありますので、町長の所感をお聞かせいただきたいと思います。

また、この法律では空き家の活用、いわゆる売買や賃貸のための必要な措置を講ずるよう努めることとしております。美郷町では、住宅地に畑などの農地が隣接していることが珍しくなく、その農地が売買の妨げになることが少なからずあるということで、特例なども含め検討を望む声がありますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、空き家等対策の推進に関する特別措置法は平成27年5月に全面施行されており、本質的には美郷町空き家等の適正管理に関する条例の対応とほぼ同様であることから、現在は町の条例に基づき対策を進めております。

これにより把握している空き家等は255件、そのうち危険な状態にあると思われる家屋は13件となっております。

2点目のご質問ですが、例として挙げていらっしゃる本堂城回地区においては、8件の空き家を確認しており、うち3件が適切な管理状態ではないと判断しております。これまで個別の事情を踏まえつつ、所有者に文書送付等で助言を行ってるとともに当面の危険を排除する対応策を実施してきております。また、一部家屋については、建築士とともに現地調査を

行い、直ちに倒壊することはない旨を確認しております。

今後についても、定期的に状況を確認し、適宜適切に対応するとともに、引き続き所有者に対し、粘り強く空き家の適正管理を働きかけていく努力を継続してまいりたいと考えております。

次に農地が隣接している場合の空き家、いわゆる農地付き空き家についてですが、農地法に規定する農地の権利取得における下限面積について、農地付き空き家の場合に限り別段の面積を農業委員会総会で定め、公示することで売買及び貸借が可能となっております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○14番（深澤 均君） 今の町長の答弁ですけれども、1として町内に特定空き家と判断される空き家はあるかとお尋ねをしたところではありますが、危険な空き家というふうな回答でありましたけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

特定空き家等というのは4つの要件がございまして、例えば倒壊等の著しく保安上危険となるおそれがある状態を指す家屋、あるいは著しく衛生上有害となるおそれがある状態、あるいは適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、それからその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、それを引っくり返して「特定空き家等」というふうに言っているんですが、私が答弁いたしました「危険な状態にある家屋」というのは、まさにこれを含んだ概念でありますので、議員のご質問に対する答えのつもりでお答えさせていただきました。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤 均君の再々質問を許可いたします。

○14番（深澤 均君） ちょっと意味合いがちょっとわからないんですけれども、具体的に本堂の鉄骨の建物は特定空き家ですか。特定空き家に判断されておりますか、その点をお願いいたします。そして、特定空き家だとするといろいろな税制面とかなんとか、いろいろな指導なりなんなりが追随していくわけですけれども、そういうものは執行されているものなのか、お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

答弁で申しましたとおり、国の法律の内容が、その前に先立ってつくった町の条例と内容がほぼ同様であるという観点から町の条例の認識定義で管理をしてきております。ですので、本堂地区の3件について、特定空き家等として認定してるかということそうではないです。ただし、内容がそれと同様であるということのご理解をいただきたいと思います。

それから、これまで国の法律に基づいて措置を講じてきてるかということですが、この法律施行後について、行政代執行したことはございませんので、対応はありません。

ただし、この特定空き家等に対する指導勧告等については、先ほど最初の答弁で申し上げましたとおり文書等を通じて助言を行ってるということであります。

○議長（澁谷俊二君） これで、14番、深澤 均君の一般質問を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 先ほどの深澤 均議員に対する答弁について、町長より訂正の申し出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（松田知己君） 先ほど深澤議員の水道に関するご質問に対し、数字を誤りましたので訂正いたします。

中央行政センター前に設置している地下水計において、平成29年から平成30年にかけて「44.74メートル」と言いましたが、正しくは「44.73メートル」ですので訂正いたします。

また、六郷地区において以前実施したアンケート調査で水道設置の賛同率が「32.3%」と申しましたが、正しくは「32.2%」でしたので訂正いたします。申しわけありませんでした。